

# アリアーレビューティー専門学校同窓会規約

## 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、アリアーレビューティー専門学校同窓会と称し、事務局をアリアーレビューティー専門学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親交研鑽をはかるとともに、理容業界・美容業界への啓蒙活動及び学生募集、環境整備、アリアーレビューティー専門学校の発展に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、愛知理容学園の卒業生を正会員とする。

2 本会は、前項の他、アリアーレビューティー専門学校の教職員及び旧教職員、企業関係者及び関係諸団体、当校卒業生雇入企業または同学生在籍企業とし、客員会員とする。

(事業)

第4条 本会の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) 会員間の親睦研鑽のための事業
- (2) 会員とアリアーレビューティー専門学校との連絡調整
- (3) 学園新聞の発行
- (4) 学園の施策や事業内容のために必要な事業
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

(機関)

第5条 本会は目的達成とその事業を円滑に行うために、次の機関を置く。

- (1) 同窓会総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。名誉会長を除く役員は会員の中から総会で選出される。会計は学校教職員からとする。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 1名
- (4) 総務 1名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 会計 1名

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代行し、速やかに、会長選任の手続きをする。

(役員任期)

第8条 名誉会長を除く役員任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第2章 機関

(総会)

第9条 同窓会総会は、定期総会と臨時総会とする。

- (1) 定期総会は1年に1回開催するものとする。
- (2) 臨時総会は役員会で必要と認めるとき又は正会員の6分の1以上の要望があるときに開催することができる。

(決議)

第10条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 本会の活動総括と活動方針
- (2) 予算および決算
- (3) 会則の改廃
- (4) その他特に必要と認める事項

(構成)

第11条 同窓会総会は正会員をもって構成する。

(招集)

第12条 同窓会総会は、役員会の議を経て会長が招集する。

(議決)

第13条 同窓会総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(役員会)

第14条 役員会は、本会の総合的運営および執行機関であり、年1回以上開催するものとする。

(構成)

第15条 役員会の構成は、全役員をもって構成する。役員に欠員が生じた場合

役員会の過半数の承認により代行役員を決定することができるものとする。

(招集)

第16条 役員会の招集は、会長が行う。

(議決)

第17条 役員会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

### 第3章 会計

(会費)

第18条 会費は入会時に5,000円を納入するものとし本会の運営上必要が生じた場合、総会の議を経て臨時会費を徴収することができるものとする。

(支出)

第19条 本会の経費は予算の範囲において、会計により支出するものとする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第4章 雑則

(改定)

第21条 本会会則の改定は、役員<sup>の</sup>3分の2以上の賛成で発議され、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

(会則にない細目)

第22条 本会則に定められてない細則は役員会の議を経て定めるものとする。

附則

この規約は、令和元年6月11日より施行する。